

魚津市地域福祉計画

《第3次計画：平成29年度～平成33年度》

平成29年3月

魚 津 市

平成30年3月19日（計画書中、事業の見直し追加等により修正）

はじめに

魚津市では、平成 24 年 3 月に「第 2 次魚津市地域福祉計画」を策定し、福祉のまちづくりを進めてまいりました。

しかし、少子高齢化や核家族化の急速な進行、価値観や生活様式の多様化などから、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、住民のつながりが希薄になるなど、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、子育て家庭への支援や子どもへの虐待防止、増加する一人暮らし高齢者や認知症高齢者への対応、障がい者の自立に向けた支援、さまざまな理由により生活が苦しく社会的に孤立している生活困窮者に対する対策など取り組む課題は多くあります。

こうした中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するには、当事者、地域福祉を推進していく住民、NPO 法人、社会福祉協議会、各種団体、企業、行政等においてパートナーシップ（協働関係）を結びながら進めていくことが重要です。

第 3 次魚津市地域福祉計画では、「みんなが安心して、暮らし続けることができる、地域づくりのために～地域共生社会の構築を目指して～」を基本理念として掲げ、「地域を元気にするひとづくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域で支え合うしくみづくり」の 3 つを基本目標に各福祉施策に取り組むこととしています。

今後、市ではこの計画に基づき、住民、行政、地域福祉に関わるすべての人と協働関係を築きながら、地域福祉の推進を図ってまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画策定にあたりご尽力賜りました魚津市地域福祉計画推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民の皆様から心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

魚津市長 村 椿 晃

魚津市地域福祉計画（目次）

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 魚津市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との関係.....	4

第2章 魚津市の現状と課題

1 人口と世帯の状況.....	5
2 子どもや高齢者、障がい者等の状況.....	7
(1) 子どもの状況.....	7
(2) 高齢者の状況.....	8
(3) 介護保険要支援・要介護認定者の状況.....	9
(4) 障がい者の状況.....	10
(5) 生活保護者の状況.....	12
3 福祉に関する市民等の意識.....	13
(1) 年代別アンケートからみる現状と課題.....	13
(2) ワーキング部会別ヒアリングからみる現状と課題.....	14
(3) 地域福祉座談会からみる現状と課題.....	15

第3章 理念と目標

1 基本理念.....	16
2 基本目標.....	17
3 施策の体系.....	18

第4章 目標を達成するための施策と展開

基本目標 1 地域を元気にするひとづくり	
施策 1 社会参加と自立の促進.....	19
施策 2 福祉活動の担い手育成.....	22
基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり	
施策 3 協働による福祉社会の推進.....	24
施策 4 福祉サービス基盤の充実.....	27
基本目標 3 地域で支え合うしくみづくり	
施策 5 人権を尊重した相談体制の推進.....	33
施策 6 地域包括ケアシステムの推進.....	36
参考指標.....	38

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進	39
2 社会福祉協議会との連携	39
3 計画の点検・評価・見直し	39
資料編	40

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

魚津市では、平成 24 年 3 月に第 2 次魚津市地域福祉計画を策定しました。また、魚津市社会福祉協議会は同活動計画を策定し、『『まめなけ』で支えあうまち魚津～新たなつながりから始まる元気なまちづくり～』を共通の基本理念として、市と市民が協働して目標実現のため様々な取り組みを行ってきました。

ここ数年、魚津市では、重度の要介護者が減少傾向にあります。地域における「いきいきサロン」などの介護予防活動の効果もあるものと考えられます。また、地域では様々な団体、事業所などが高齢者や子どもの見守り活動に参加していただいています。その数は年々わずかずつですが増加しています。多くの元気な高齢者は地域のいろんな活動の中心となっています。高齢だからということだけで支えられる側なのではなく、お互いが支えられ、支える側にあります。平成 26 年の豪雨災害では、地域の方々が協力し合い、声を掛け合うことで、人的被害を出さずにすみ、その後の復旧活動においても消防団をはじめ地元の若者が積極的に地域活動に参加しました。また、魚津市では、子育ての社会問題といわれる、保育園に入所できない待機児童はいませんが、より子育てしやすい環境をつくるために、中学生までの医療費無料化や保育料の軽減制度を充実してきました。

しかし、計画策定から 5 年が過ぎ、市の少子高齢化は、策定時の想定よりも速いスピードで進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加など問題を抱える人が増えています。一方で、人口減少が進み、支える側の減少と支えられる側の増加という状況が一層厳しさを増してきたことを意味します。福祉サービスを提供する介護人材の不足も顕在化してきています。また、ひとり親家庭も増えており、子どもの貧困、貧困の連鎖が大きく社会問題化しています。

このため、本計画は、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据えながら、第 2 次計画の成果や課題の検証を行い、今後 5 年間の地域福祉の充実を図り、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らしていける地域づくりを推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、魚津市自治基本条例第 15 条に基づき策定される魚津市総合計画を最上位の計画とし、福祉分野の各個別計画と連携を図りながら地域福祉を推進するための計画です。このことから、魚津市のすべての住民を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画と位置づけます。

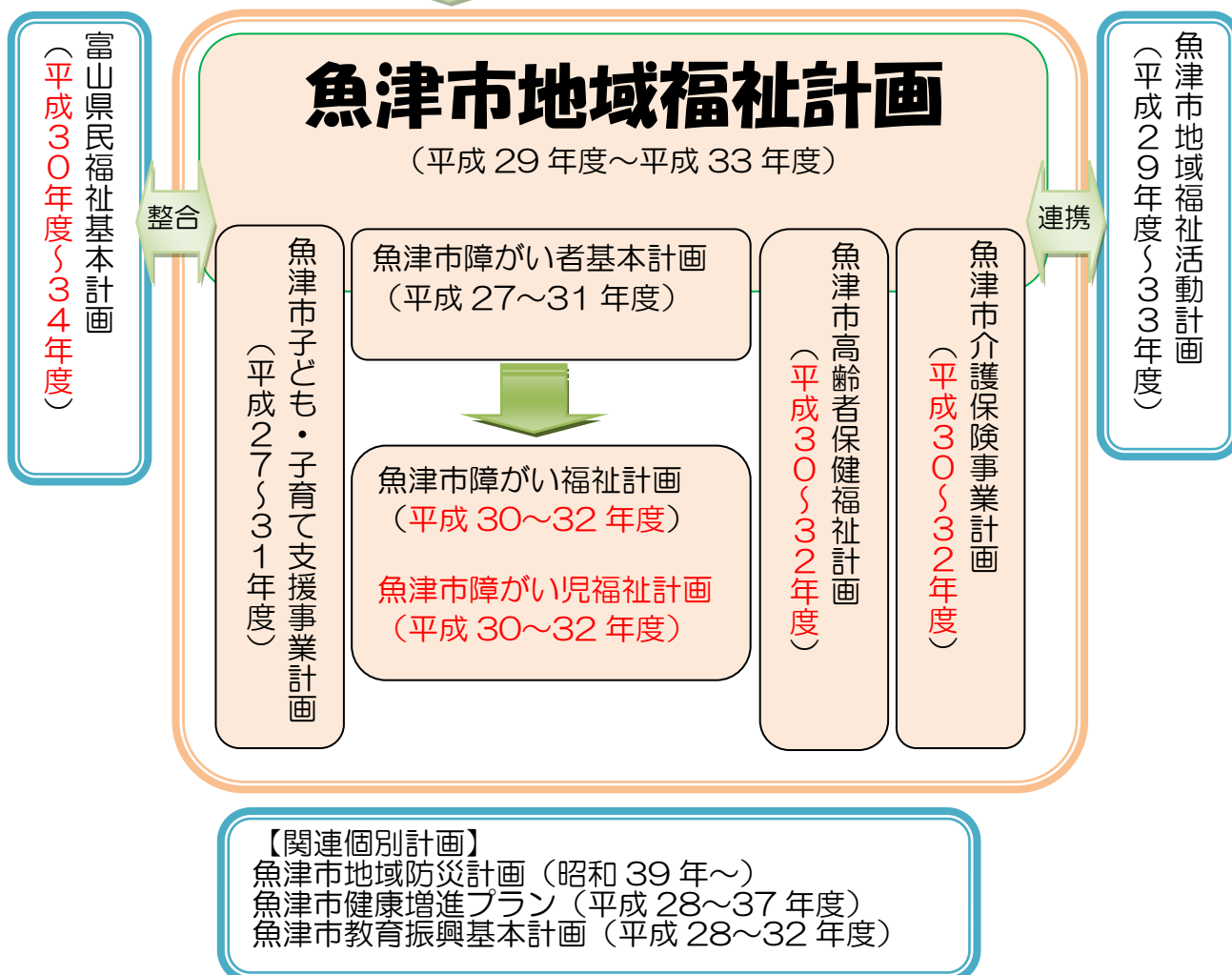
また、社会福祉法第 107 条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。

第4次魚津市総合計画

(第10次基本計画：平成28年度～32年度)



【関連法】
社会福祉法・児童福祉法
生活保護法・次世代育成支援対策推進法
障害者基本法・障害者総合支援法
老人福祉法・介護保険法



3 計画期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

また、社会情勢や地域社会の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		第3次魚津市地域福祉計画 (H29~H33)									
		第4次魚津市地域福祉活動計画 (H29~H33)									
第3次魚津市障がい者基本計画 (H27~H31)											
第4期魚津市障がい福祉計画 (H27~H29)			第5期魚津市障がい福祉計画 (H30~H32)								
			第1期魚津市障がい児福祉計画 (H30~H32)								
魚津市高齢者保健福祉計画 (H27~H29)			魚津市高齢者保健福祉計画 (H30~H32)								
第6期魚津市介護保険事業計画 (H27~H29)			第7期魚津市介護保険事業計画 (H30~H32)								
魚津市子ども・子育て支援事業計画 (H27~H31)			子どもの未来応援計画 (H30~H31)								
第4次魚津市総合計画 第10次基本計画 (H28~H32)						第5次魚津市総合計画 第11次基本計画 (H33~H37)					

4 魚津市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との関係

魚津市地域福祉活動計画とは、本市の地域福祉を推進するにあたり、その中心的な役割を担っていく魚津市社会福祉協議会が策定する計画です。

魚津市が進める福祉施策を定めた「地域福祉計画」と民間の立場から住民や福祉関係団体と連携を図り、福祉のまちづくりの実践的活動を定めた地域福祉活動計画とが相互に連携・協力して取り組むことで、より効果的に地域福祉を推進することができます。



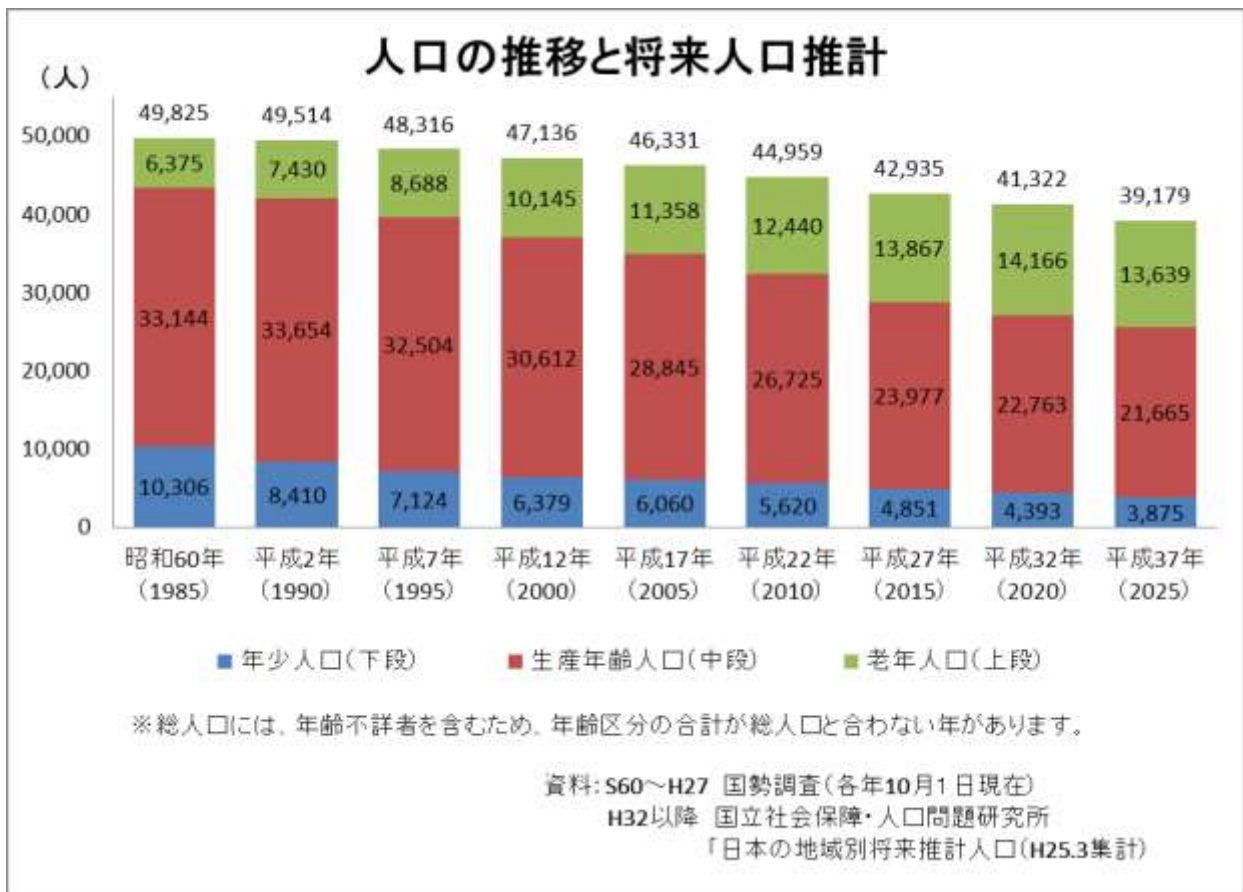
第2章 魚津市の現状と課題

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移と将来人口推計

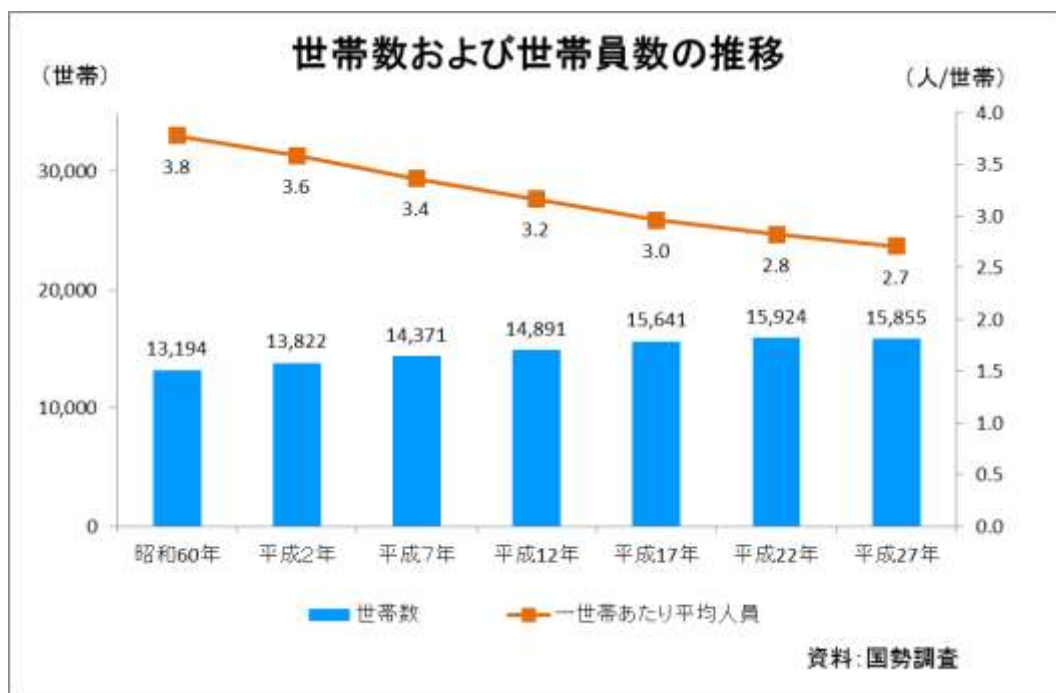
本市の総人口は、昭和27年（1952年）の市制施行時の45,609人から昭和60年（1985年）の49,825人までは増加してきていましたが、それ以降減少に転じ、平成22年（2010年）の国勢調査では、44,959人、平成27年（2015年）の国勢調査では42,935人となっています。

将来的に、平成32年は41,322人に、平成37年は39,179人と見込まれ、人口の減少が続く見通しです（平成25年3月 国立社会保障・人口問題研究所推計）。



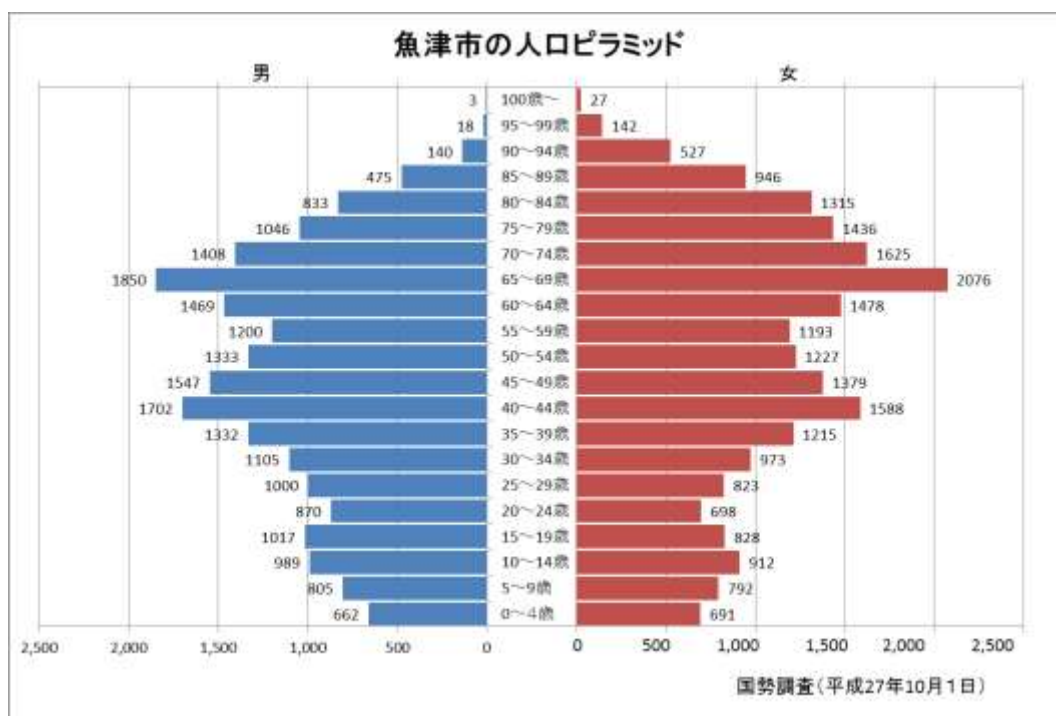
(2) 世帯数および世帯員数の推移

世帯数は増加していますが、世帯員数（1世帯当たりの人数）は、減少しており、ひとり暮らしの世帯の増加や、高齢者のみの世帯が増加しています。



(3) 魚津市の人口ピラミッド

団塊の世代といわれる、昭和22年～24年生まれの世代がもっとも多く、このまま推移すると75歳以上の人口は、平成35年（2023年）ごろに最も多くなると考えられます。



2 子どもや高齢者、障がい者等の状況

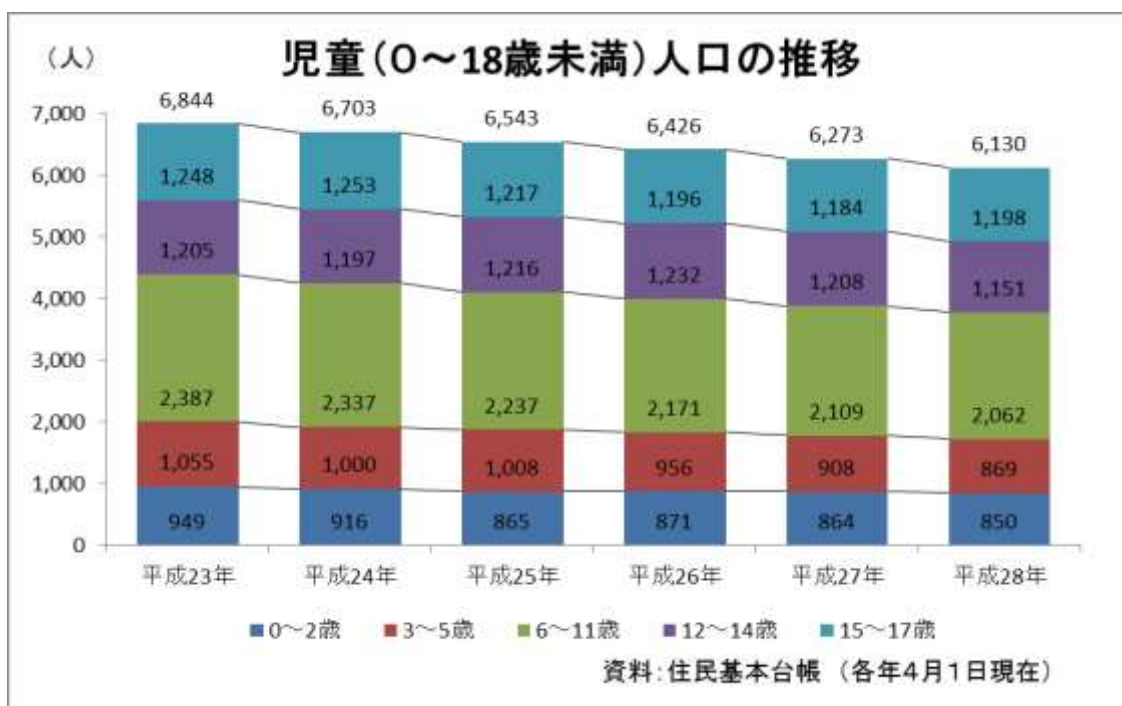
(1) 子どもの状況

出生数は、減少傾向となっており、18歳未満の人口は、年々減っています。

合計特殊出生率は、1.50（H27）であり、全国 1.45（H27）を上回っています。

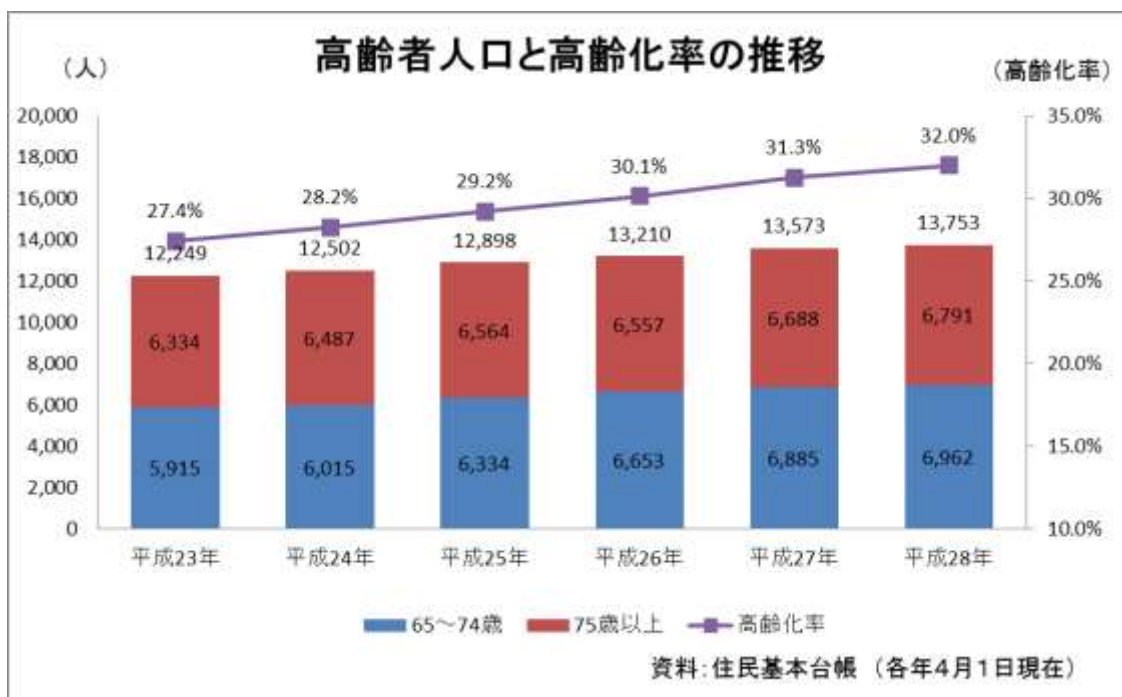


※合計特殊出生率⇒女性が妊娠可能な期間に、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。

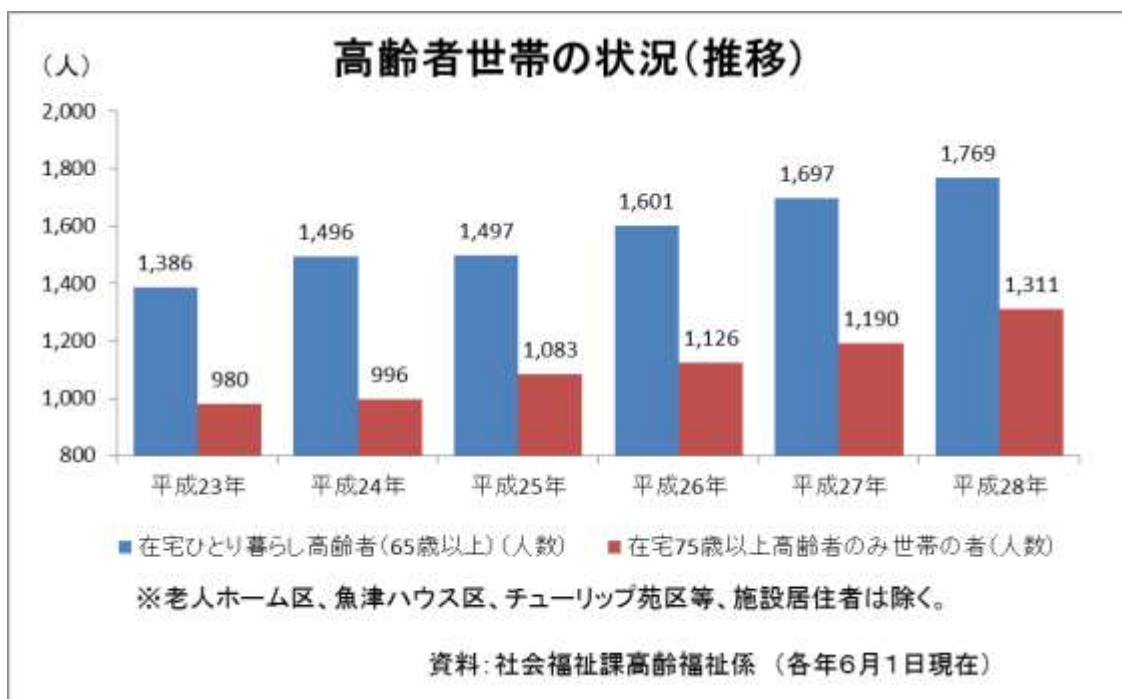


(2) 高齢者の状況

65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、人口に占める割合（高齢化率）も上昇しています。

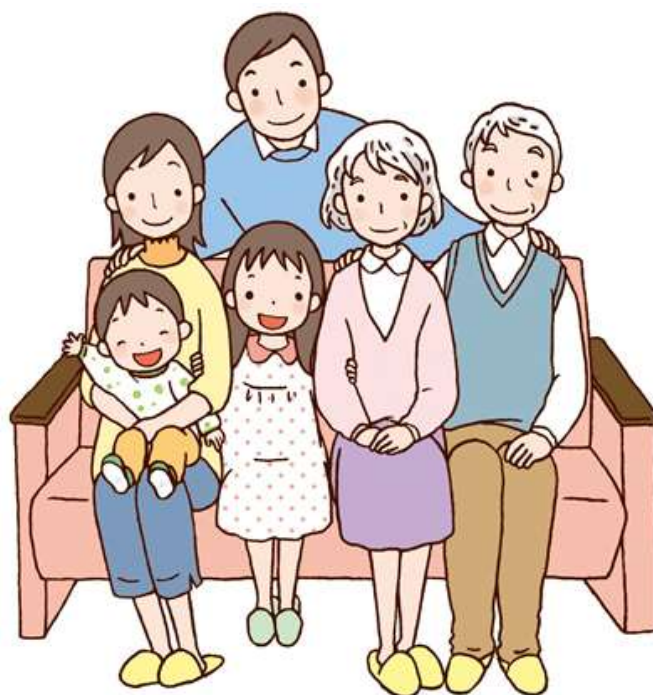
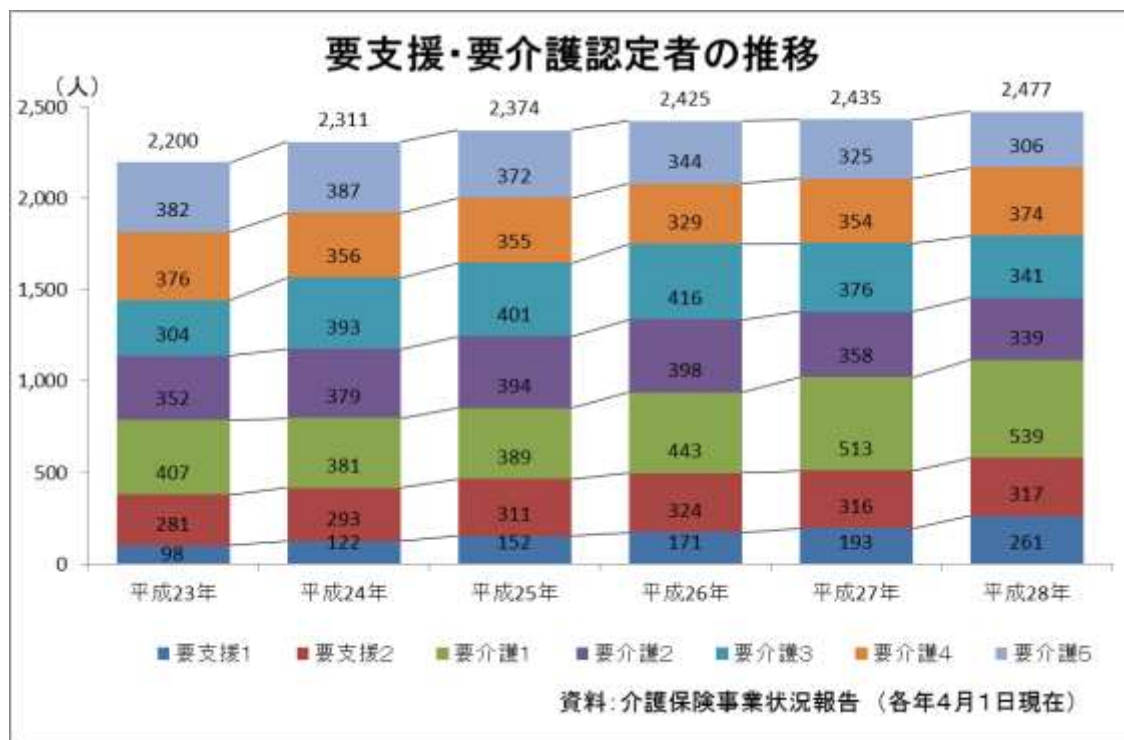


在宅で65歳以上のひとり暮らし世帯、在宅で75歳以上高齢者のみで暮らす世帯は、年々増加しています。



(3) 介護保険要支援・要介護認定者の状況

介護保険要支援・要介護認定者数は、高齢者の増加に伴い、年々増加しています。

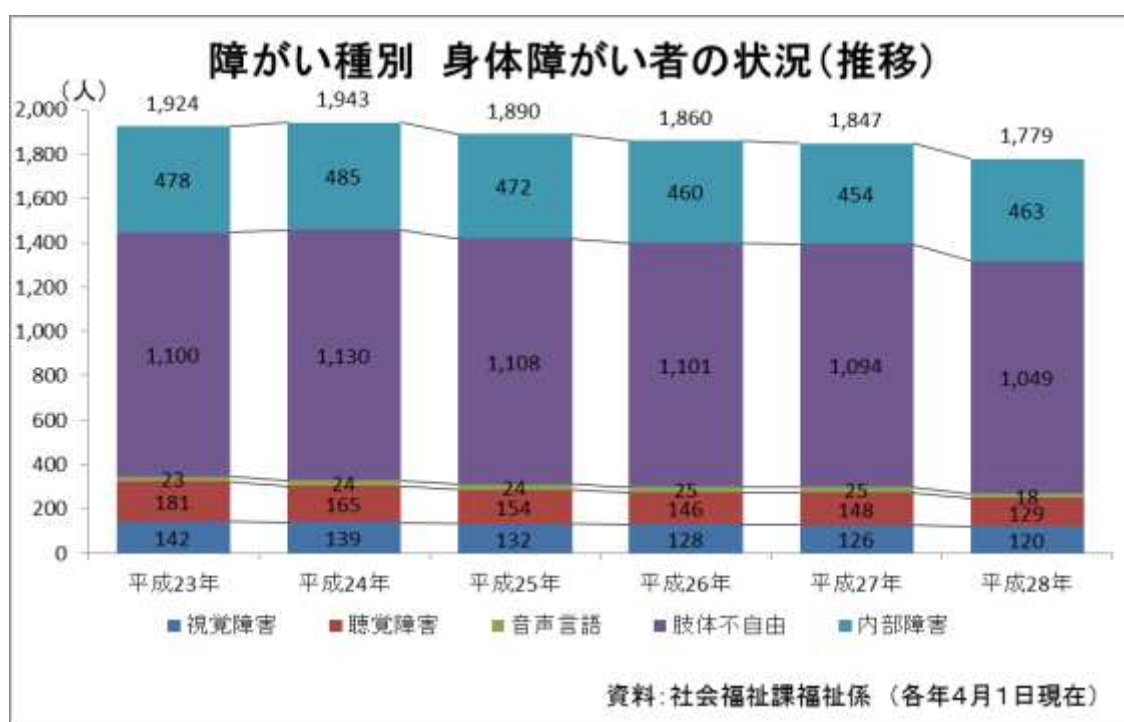
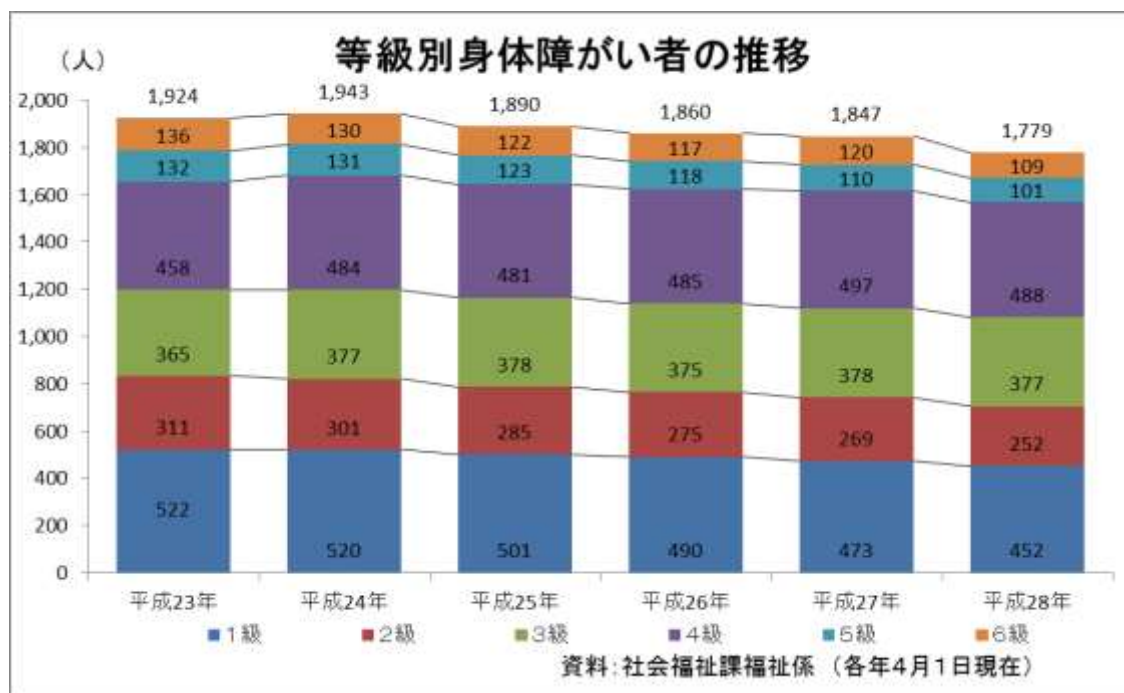


(4) 障がい者の状況

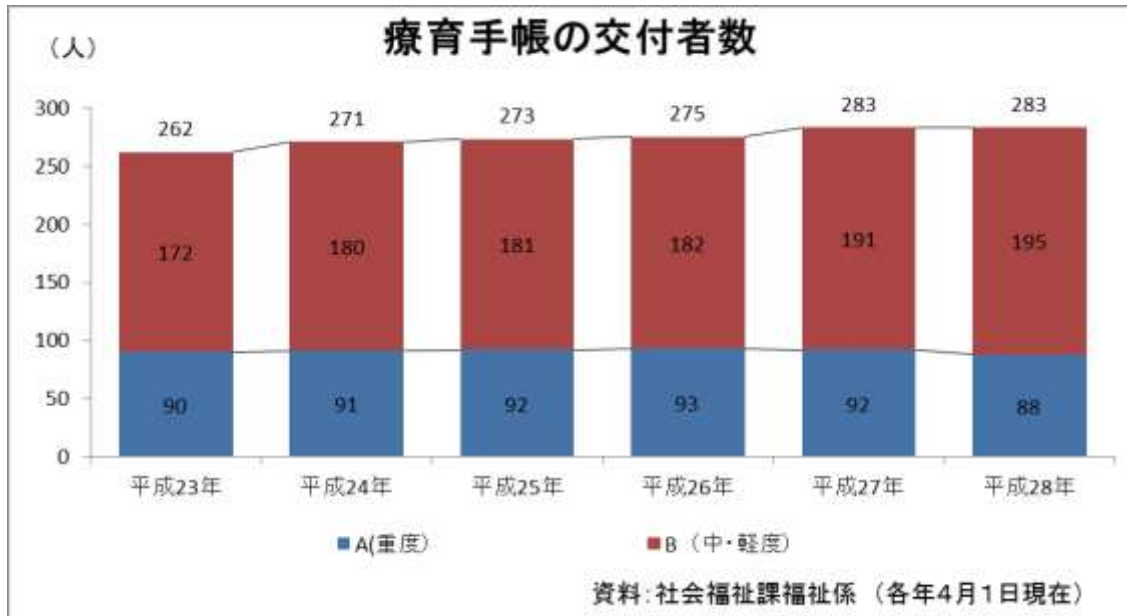
身体障がい者数は、微減傾向となっています。

等級別では、全体の約40%が1、2級（重度の障がい）、約49%が3、4級の認定者で占めています。

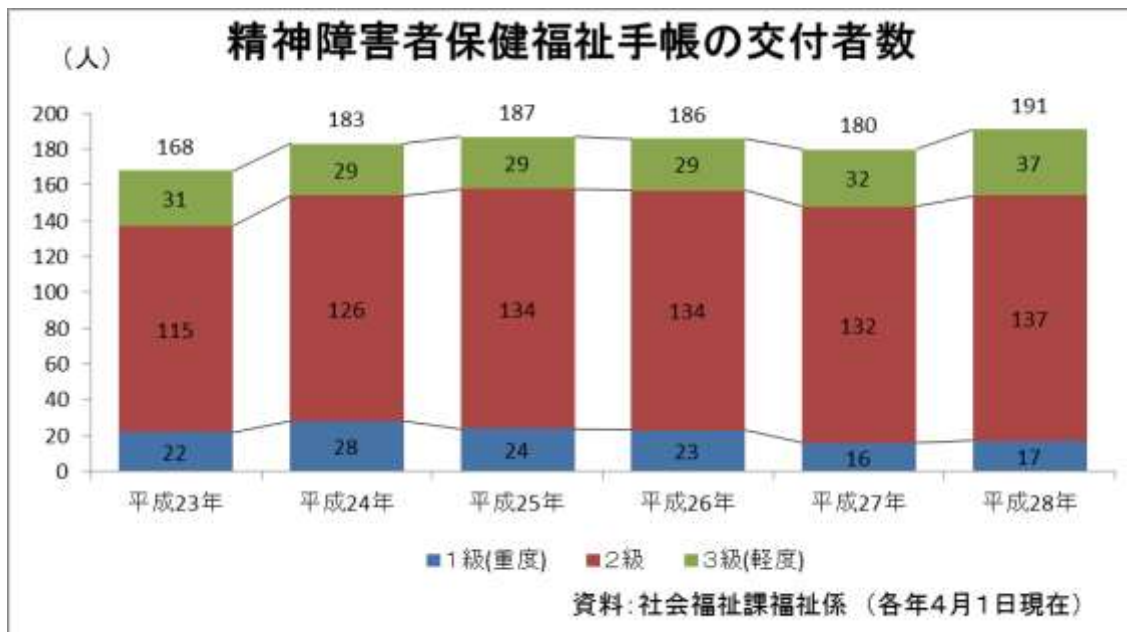
障がい種別で見ると、肢体不自由と内部障がい（心臓機能障害など）が全体の85%を占めています。



知的障がい者が所持する療育手帳の交付者数は、横ばいで推移しています。中・軽度のB判定の手帳交付が増加傾向となっています。

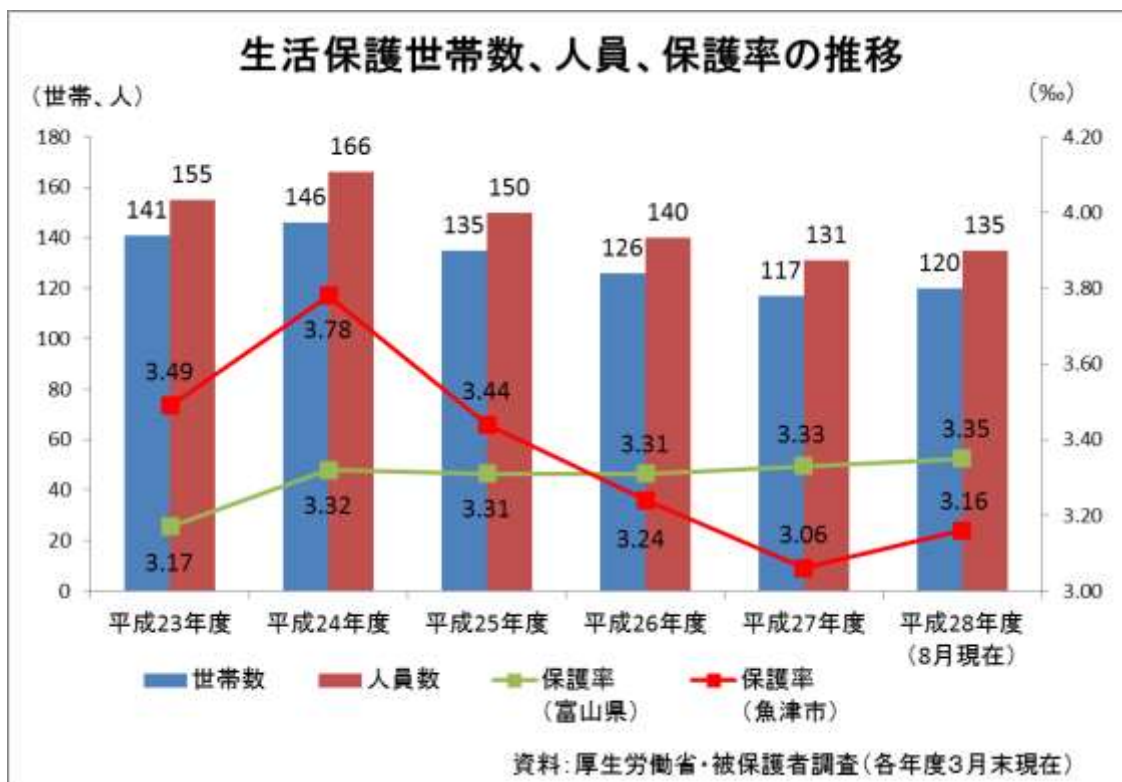


精神障がい者が所持する精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、増加傾向にあり、過度なストレスなどにより精神疾患を患う人が増えています。



(5) 生活保護者の状況

生活保護の状況は、平成24年度以降、世帯数、人員数及び保護率とも減少傾向にありましたが、平成28年度に入り増加に転じています。



3 福祉に関する市民等の意識

※魚津市社会福祉協議会が地域福祉活動計画策定のため行ったアンケート等の概要

(1) 年代別アンケートからみる現状と課題

- 「隣近所の付き合いについて」の設問では、「ほとんど付き合いがない」「あいさつする程度」の回答が 58.3%で半数以上を占め、近隣づきあいの希薄化がみられ、近隣同士で助け合う関係が薄れていると考えられます。
- 「地域、町内などの行事参加について」の設問では、地域行事、環境美化活動など義務的な意味合いの活動に参加する割合が多く、一方、サークル活動など自らの意思で活動を行うものへ参加する割合はあまり高くないため、地域活動に興味、関心を持ってもらうような工夫が必要です。
- 「日常生活での困りごとや悩み事」の設問では、「特になし」が大半を占めていますが、「健康のこと」「経済的なこと」「仕事」「子育て」「人間関係」などの回答も多くあり、「その相談先」の問いには、「家族・親戚」「友人・知人」が大半を占めており、困りごと、悩み事に応じた相談窓口の設置や周知について行っていく必要があります。
- 「困っている世帯に対しできること」「近隣同士助けが必要だと思うこと」の設問では、「安否確認」「話し相手」の回答が多くみられ、できる範囲で近隣のコミュニケーションを築いていけるよう工夫が必要です。
- 「今後必要となると思われる福祉サービス」の設問では、「見守り」の回答が多く、「介護予防」「子育て支援」「障がい者」「生活困窮者」に対するサービスも必要性があるとの回答が多くあり、充実・整備が求められます。
- 「ボランティア活動」に関する設問では、「参加している」「参加してみたい」の回答が 63.5%を占め、多様なボランティア活動について周知を図るとともに、活動を支援していくことが必要です。
- 「地域で安心して生活していくために必要なこと」の設問では、「地域のつながり作り」を選択する回答が多く、地域のつながりを創出、推進する担い手の確保・育成が重要です。
- 「災害など緊急時の対応」の設問では、「地域互助に不安」「緊急時の情報」が不足しているなどの理由から、自分で避難できないと回答する者が 39.9%あり、安心して暮らすことができる地域となるよう取り組む必要があります。
- 「災害への備え」の設問では、「日ごろの安否確認」「定期的な避難訓練」「台帳整備」や「マップ作り」に取り組む必要があります。

(2) ワーキング部会別ヒアリングからみる現状と課題

【高齢者部会】

高齢となった人は加齢に伴い健康に不安を抱えることが多く、健康維持のため友人などとの交流、趣味・旅行など生きがいを持って生活しています。

生活する上での困りごとは、交通手段に関することが多く、公共交通機関（市民バス）だけでなく、生活するために必要な移動手段が必要です。

困りごとを相談する相手としては、家族がもっとも多く占めていますが、「相談相手がいない」「相談先がわからない」などの声もあり、孤立を防止する対策が必要です。

地域の人にして欲しいことは、「安否確認をして欲しい」との希望がある一方で、「何もして欲しくない」との希望もあるため、関わり方に注意が必要です。

また、高齢者自身ができることとしては、安否確認や話し相手はできるとの回答があり、地域の一員として役割を持ちながら生活している人も多くいることから、支えて側として活躍してもらえるような仕組みづくりが求められます。

【障がい者部会】

何らかの障がいを持っている人は健康や住まいの悩みを持つ人が多く、自立した生活を送るためにさまざまな悩みを抱えながら生活しています。

悩みなどを相談する相手先としては、家族や専門職・医療機関に相談している回答が多く、障がいの特性に応じた相談窓口の周知、充実が必要です。

障がいを持った人が趣味や自立した活動を行う際には、健康や体力の問題や付き添い介助が必要なことなどの理由から活動の機会が制限されることがあり、通常考えられる範囲で配慮する必要があります。

災害などの際、介助や介護の支援を受けられるか不安との回答があり、障がい者（児）の特性に配慮した支援体制を検討する必要があります。

障がいを持った人が、支援される側という考えだけでなく、地域の一員として役割を持ちながら生活していく機会を充実させて相互に支えあっていく取り組みが必要です。

【子育て部会】

子育てに日常的に関わっている人は主に家族となっており、子育て中の家庭を支えるため、地域の人も関わりながら子育てを支援していく取り組みが必要です。

保育園で行われる延長保育などの特別保育サービス、児童センターでの子育て支援サービスの認知度や利用度は高いため、子育て家庭のニーズを充足するよう取り組む必要があります。

子育てに関する悩みは、主に家族（配偶者・親・兄弟）を相談先とする回答が多く、子どもの成長段階に応じて専門的な相談ができる窓口の周知・充実が必要です。

子育て中の家庭では、子育て・仕事・家事等との両立、子育てにかかる経済的負担が大きいことなど生活を維持するための配慮や支援を求めており、制度の改正や充実が求められます。

(3) 地域福祉座談会からみる課題

地域の課題として少子高齢化をあげた地域が 10 地区あり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加と子どもの少なさに、地域社会継続の危機感を感じていることがうかがわれます。

地域コミュニティではご近所のつながりの強さや団結力が地域の特性で挙げられているにも関わらず、地区の役員等のなり手がいないなどの担い手不足や地域行事への参加者が少ないなど、地域のつながりが弱まっているとの声があります。

既存の市街地等で空き家が増え、その管理が問題となる一方で、新興住宅の増えている地域では入居者と地域の交流がないことが問題となっています。

防災では急傾斜地への対策や避難所整備が求められているとともに、日中独居の高齢者や障がいを持った方など要援護者の避難について考える必要があります。



第3章 理念と目標

1 基本理念

魚津市の最上位計画である「第4次魚津市総合計画（第10次基本計画）」において、「心躍る うるおいの舞台 魚津 笑顔で絆つなぐまち」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた健康・福祉分野の基本目標を「健やかで笑顔あふれるまち」としています。

本計画においても、この基本目標の実現を目指していますが、人口の減少と少子高齢化が進展している中、拡大する福祉ニーズに対しすべてを公的なサービスで対応するのは厳しい状況となっており、多岐にわたる福祉サービスの選択はもとより、市民が自らの意思によって問題解決を図るための努力がこれまで以上に必要となってきました。

また同時に、既存の制度やサービスの対象外で個人や家族でも解決できない問題に対し、地域のさまざまな関係者がお互いに協力し合いながら、一人ひとりの生活を支えるしきみを強化していくことが求められています。

市民の誰もがふだんの暮らしを幸せに送ることができるよう、生活しづらい方や生活にさまざまな困難を抱えている人も「安心して、暮らし続けることができる、地域」を目指し、市民自らが、家族や地域の人と人とのつながりや絆を大事にし、行動することはとても大切なことです。

第2次魚津市地域福祉計画では、日々の生活の身近なところでのつながりを大切にし、また新たなつながりを創り地域との協働のもと「『まめなけ』で支えあうまち魚津～新たなつながりから始まる元気なまちづくり～」を基本理念に取り組んできました。

第3次計画では、これまでに築いてきているつながりを大切にしたい助け合いや支え合いを継続し、人と地域が一体となってみんなが安心して暮らし続けることができる、地域共生社会の構築を進めていくことが今まで以上に必要と考え、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

みんなが安心して、暮らし続けることができる、地域づくりのために
～ 地域共生社会の構築を目指して ～

2 基本目標

基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げ、具体的な取組みを推進します。

基本目標1 地域を元気にするひとづくり

地域で暮らす一人ひとりが主役となって、それぞれの希望や能力に応じて、生きがいを感じながら元気に活躍できる機会を拡大し社会参加を促すとともに、自立した生活ができるよう支援を充実します。

地域に密着した福祉活動の中心的役割を担う市社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域や企業、NPO法人などのボランティア活動と連携し、地域を支える人材の育成を推進します。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

子育て家庭や障がい者、高齢者を含めた地域住民が、相互に理解と協力をもって支え合う地域社会が形成されるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における福祉活動の支援を充実し、地域との協働を推進します。

個人や家族、地域の助け合い、支え合いで解決できない問題に対しては、公的な福祉サービスや民間が提供するサービスが活用できるよう、福祉サービス基盤の整備を推進します。

基本目標3 地域で支え合うしくみづくり

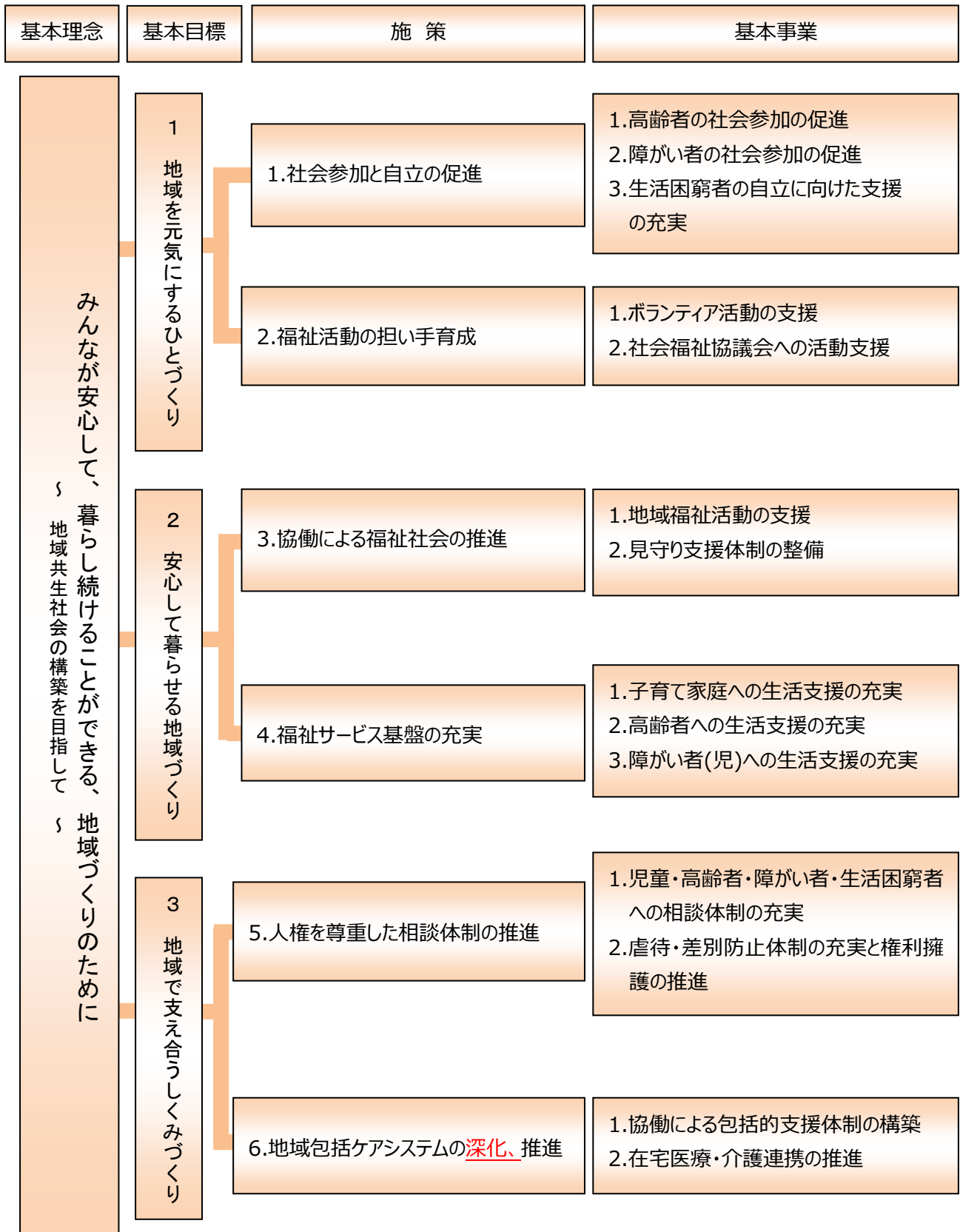
住民が気軽に相談できる相談体制の充実、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスにつなげることができるよう、わかりやすい情報提供に努め、包括的な相談体制の整備を推進します。

また、人としての尊厳を侵害する状況が起こらないよう、市民一人ひとりの価値観を尊重し、権利を守る取組みを推進します。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図り、高齢者の地域生活を支援するための取組みを推進するとともに、その理念を普遍化し、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築を目指します。

3 施策の体系

基本理念及び基本目標の実現のため、それぞれの基本目標の柱となる具体的な6つの施策を定め、次のとおりの体系とします。



第4章 目標を達成するための施策と展開

基本目標1 地域を元気にするひとづくり

施策1 社会参加と自立の促進

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 地域で暮らすすべての人びとが、健康で生きがいをもって、積極的に地域活動に参加しています。
- 地域で暮らすすべての人びとが、それぞれの知識や能力を最大限発揮していただけるよう、活動機会の拡充が図られています。
- 地域で暮らすすべての人びとが、心身の健康づくりに取り組んでいます。

◆ 現状と課題 ◆

地域で暮らす住民の生活は、家族構成や障がいの有無、本人のライフステージによって直面する課題は異なります。

高齢となった世代では、加齢に伴う心身の変化に応じた生活が住み慣れた地域で続けられるよう、人生の多くの年月を地域で共に過ごしてきた人たちや同じ趣味を持つ仲間との交流、暮らしを支える多様なサービスや活動機会が確保されている必要があります。

また、障がいのある人もない人もお互いを認め、尊重し支え合いながら暮らしていくために、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じてきめ細やかな支援を行うとともに、通常考えられる範囲の配慮のもと自立した生活ができるようにしていく必要があります。

生活に困窮している人であっても、地域の一員として充実した生活が送れるよう、経済的に自立するための就労支援や心身の健康の回復・維持を支援し、健康で文化的な日常生活を保障していく必要があります。

◆ 基本事業 ◆

1 高齢者の社会参加の促進

<事業内容>

- 高齢者いきいきセンターなどの運営事業（平成 12 年度以前～）
高齢者の生きがいづくりの場として、片貝高齢者ふれあいの家、魚津市高齢者いきいきセンター、老人趣味の家を運営・管理し高齢者の活動を支援します。
- 老人クラブ事業（昭和 35 年度前～）・高齢者生きがい事業（昭和 60 年度前～）
魚津市老人クラブ連合会および単位老人クラブの活動を支援します。また、コーラス教室、卓球教室、麻雀教室など文化・芸術・スポーツ分野などの趣味教室を開催し、高齢者の活動意欲向上を図り、健康づくりと社会参加を創出する活動を支援します。
- （高齢者）就業機会確保事業（昭和 63 年度～）
高齢者の就業支援を行うシルバー人材センターの活動に対し補助金を交付し、生きがいづくりや社会参加を支援します。
- 地域介護予防活動支援事業・介護予防普及啓発事業（平成 18 年度～）
高齢者等が要介護の状態にならないよう、誰でも参加できるおたっしゃ介護予防教室やふれあいきいきサロン等を開催し介護予防に努めます。平成 30 年度から、高齢者が多く集う銭湯を有効活用したいいきいき百歳体操を実施し、住民同士が顔を合わせることで交流促進を図ることに努めます。
- 健康づくり推進事業（平成 18 年度～）
市民の健康づくり意識を高め、健診や健康に関するイベントなど総合的な健康づくりを推進します。

2 障がい者の社会参加の促進

<事業内容>

- 障がい者福祉推進事業・地域生活支援事業（昭和 30 年度～）
魚津市障がい福祉計画の進捗管理と状況変化に応じた必要な見直しを行います。
また、障がい者の自立を促し社会参加を促進するため、魚津市障がい者連合会に対し活動補助金や事業実施委託金を交付し支援します。
精神障がい者が通う拠点において、創作的活動または社会との交流の促進および障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。
- 障がい者交流センター運営事業（平成 15 年度～）・身体障がい者デイサービス事業（平成 12 年度～）
障がい者の自立と社会参加の促進のため講習会やレクリエーション等を行う場を提供し、障がい者の日中生活の場の確保と障がい者相互の交流を推進していきます。
- 障がい者福祉タクシー事業（昭和 60 年度～）
在宅の重度障がい者に対し、タクシー券、ガソリン券を給付し、また、中度の障がい者に対して

は魚津市民バスの回数券を給付し、移動に係る経済的負担を軽減することで、障がい者が外出しやすいようにし、社会参加を促進していきます。

●はじめのいっぽ事業（平成 30 年度～）

障がい者の雇用の促進、働く場の多様化を進めるため、福祉・農業関係者とともに先進地視察等を行い、農業分野への連携の可能性について検討を行います。

3 生活困窮者の自立に向けた支援の充実

<事業内容>

●生活困窮者自立支援事業（平成 27 年度～）

生活保護に至る前段階にある生活困窮者を対象として、自立支援対策の強化を目的に富山県東部生活自立支援センターに業務を委託し、困窮者の状況に応じた相談、生活指導、保健指導、住宅確保、就労支援等を行い、困窮者の自立支援を行います。

●魚津市自立支援プログラム策定推進事業（平成 25 年度～）

就労を希望するが就労に結びつかない人や就労意欲を失い社会から孤立している人に対して、就労体験の機会を提供するとともに「経済的な自立」だけでなく、「健康を回復・維持し、自分で健康・生活管理を行うことができるようにする日常的な自立」や「社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指す社会的な自立」といった、社会とのつながりを結び直すための支援を行います。

●生活保護事業（昭和 25 年度～）

生活保護は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事を目的とした制度です。保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 つの扶助で構成され、必要に応じて保護金品等を被保護者に支給します。

◆ 市民ができること ◆

- 地域活動に積極的に参加します。
- 長年培った知識や技能を次世代につなげるよう努めます。
- 自ら、心と身体の健康の保持増進に努めます。
- 生活困窮者の支援の制度について理解します。

施策 2 福祉活動の担い手育成

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 地域の人びとが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会が築かれています。
- 住民主体による地域課題の解決力強化につながるよう、社会福祉協議会と緊密な連携が図られています。
- すべての人びとが、自分の暮らす地域に関心を持ち、何らかの地域活動に参加しています。

◆ 現状と課題 ◆

地域では少子高齢化の進展により、高齢者、障がい者、子育て家庭などの中でも支援を必要とする人が増えています。

また、人口減少や定年制の延長などの社会情勢の変化により、地域で活動する人材の確保が困難となっています。その上、核家族化やプライバシーを重視するライフスタイルの定着により、地域間のつながりが希薄化しています。

一方で健康寿命の延伸や障がい者の社会参加機会の増加があり、今後は支え手側と受け手側が固定化することなく、他人事になりがちな地域づくりを市民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりが必要となっています。

◆ 基本事業 ◆

1 ボランティア活動の支援

<事業内容>

● NPO法人・ボランティア活動支援、活動促進事業（平成 15 年度～）

ボランティア活動に関する普及啓発、情報の提供等、市民がいつでも気軽にボランティア活動を始められる体制を整え、市民、NPO法人、各種団体、企業のボランティア活動を促進し、人材の育成を図ります。

また、社会福祉協議会が中心となって設置・運営する災害ボランティアセンターの体制の整備、研修会等の実施を支援します。

● 民生委員事業（平成 1 年度以前～）

地域に密着し、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、また必要な援助を行い、ボランティアとして活動を行う魚津市民生委員児童委員協議会および地区民生委員児童委員協議会の活動を支援します。

- 買い物サービス支援事業（平成 28 年度～）

市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や各種団体、企業との連携により実施する買い物サービス支援事業について補助を行い、地域住民の新たな福祉人材の発掘と養成につなげます。

- ひとり暮らし高齢者給食サービス事業（平成 12 年度～）

地区社会福祉協議会（上中島・上野方・経田）が小学生や民生委員等と連携して実施するひとり暮らし高齢者に対する給食サービス（月 2 回）について、その活動を支援します。

- 手話支援員・朗読支援員養成事業

障がい者への理解を深め、障がい者の支援ができる人材を育成します。

- 防災士養成事業（平成 24 年度～）

防災・減災に関する知識と技能を有する防災士の養成を図り、地域の防災力を向上させることができる人材を育成します。

- 魚津市地域福祉計画推進庁内検討会の開催（平成 23 年度～）

自ら進んで地域のため行われるボランティア活動はさまざまな分野で行われており、庁内の関係課と連携して取り組むことが大切であることから、「魚津市地域福祉計画推進庁内検討会」で情報を共有し、市民の福祉意識向上につながる取り組みの推進に努めます。

2 社会福祉協議会への活動支援

<事業内容>

- 地域総合福祉推進事業（ケアネット事業）（平成 1 年度～）

市社会福祉協議会が行うケアネット活動（地域住民と専門職との連携により、支援を必要とする方に対して見守り、ゴミ出し、通院介助などを実施するボランティア活動）に対する補助金を交付し、その活動を支援します。

- 地域福祉強化事業（平成 25 年度～）

地域福祉活動の中核を担う専門職（地域福祉活動専門員、ケアネット活動コーディネーター、ボランティア活動コーディネーター）を市社会福祉協議会に配置するため、これら専門職員の人件費に対する補助金を交付し、その活動支援に努めます。

◆ 市民ができること ◆

- ボランティア活動に取り組みます。
- 隣近所同士がお互いに顔が分かり、声をかけ合えるような関係を築きます。
- 子どもから高齢者までが自治会・町内会の活動に参加します。

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

施策 3 協働による福祉社会の推進

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 世代を超えて相互に理解と協力をもって連携し、支えあって生活しています。
- 市民が地域活動推進のため、お互いに協力して福祉活動に参加しています。

◆ 現状と課題 ◆

核家族化や少子化が進行しており、また地域では、住民相互の社会的なつながりも希薄化してきているなど子育て家庭を取り巻く環境は変化してきています。一方女性の社会進出に伴って、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しています。そのため、市民が子育て家庭を支援する地域福祉活動やボランティア活動などに気軽に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。

また、個人の福祉サービスへのニーズが多様化してきており、それらに対応するための相談・支援体制をより充実する必要があります。さらに、一人暮らし、認知症高齢者が増加することにとめない、プライバシーに配慮しながら、高齢者等を見守り支えていくコミュニティづくりが求められています。

◆ 基本事業 ◆

1 地域福祉活動の支援

<事業内容>

- 住民自治推進事業（地域振興事業）（平成 22 年度～）
市内 13 地区で、公民館を地域づくりの拠点施設として位置づけ、地域住民による地域づくりの中心となる地域振興会を支援します。
- 自主防災組織支援事業（平成 10 年ごろ～）
市内 13 地区で、地区住民で組織される自主防災組織が設立されており、各地区自主防災組織の相互の協調、交流を進めるため、魚津市自主防災組織連絡会を通じて、災害に対する事前の備えができる地域となるよう支援します。
- 民生委員事業（平成 1 年度以前～）（再掲）
地域に密着し、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、また必要な援助を行い、ボランティアとして活動を行う魚津市民生委員児童委員協議会および地区民生委員児童委員協議会の活動を支援します。

- 買い物サービス支援事業（平成 28 年～）（再掲）
市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や各種団体、企業との連携により実施する買い物サービス支援事業について補助を行い、地域ニーズに沿った日常生活支援活動の支援に努めます。
- 地域総合福祉推進事業（ケアネット事業）（平成 1 年度～）（再掲）
市社会福祉協議会が行うケアネット活動（地域住民と専門職との連携により、支援を必要とする方に対して見守り、ゴミ出し、通院介助などを実施するボランティア活動）に対する補助金を交付し、その活動を支援します。
- 地域福祉強化事業（平成 25 年度～）（再掲）
地域福祉活動の中核を担う専門職（地域福祉活動専門員、ケアネット活動コーディネーター、ボランティア活動コーディネーター）を市社会福祉協議会に配置するため、これら専門職員の人件費に対する補助金を交付し、その活動支援に努めます。
- ファミリー・サポート・センター事業（平成 16 年度～）
地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を組織化し、相互援助活動を行うことにより仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。
- 魚津市地域福祉計画推進庁内検討会の開催（平成 23 年度～）（再掲）
地域福祉政策を進める上で、参考となる新たな指針や社会情勢の変化に対応しながら計画を推進していくことができるよう、庁内の関係課と政策や事業の調査研究を行う「魚津市地域福祉計画推進庁内検討会」で情報を共有し、地域福祉活動を行う者への支援に努めます。

2 見守り支援体制の整備

<事業内容>

- 高齢者見守りネットワーク推進事業（平成 12 年度以前～）
町内会を中心とした地域での見守り体制の充実を図り、一人暮らしや認知症高齢者とその家族などを支えるための制度の整備に努めます。
- 魚津市地域見守りネットワーク（愛称「まめなけネット」）業務（平成 24 年度～）
企業や各種団体等の協力により、仕事や日常生活の中で地域住民のちょっと気になることに気づいたときに市に連絡をいただき、関係機関と連携を図りながら重大な事故を未然に防止するよう努めます。
- 要支援者見守り名簿および見守りマップ作成業務（平成 24 年度～）
民生委員児童委員協議会と連携協力を図り、65 歳以上の一人暮らし高齢者や 75 歳以上の高齢者のみ世帯で見守りを必要とする世帯および障がい者（児）や難病患者などで避難支援が必要な人の把握に努め、災害時等における避難行動要支援者名簿の一助となるよう整備に努めます。

●認知症総合支援事業（平成 22 年度～）

認知症サポーター養成講座や徘徊高齢者見守り模擬訓練などを開催し、認知症に関する理解、対応の仕方について普及啓発を行います。また、徘徊のおそれのある方に対しては徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業により、徘徊され検索が必要になった場合に警察や消防以外に企業や各種団体等の協力を得られる体制を整備していきます。

◆ 市民ができること ◆

- 自らが生活する地域のことに、これまで以上に関心を持ちます。
- 近所同士が助け合いをして、見守り活動に取り組みます。
- 認知症に関する理解を深め、認知症の方や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）となります。



施策4 福祉サービス基盤の充実

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 子育て、高齢者、障がい者などすべての人が、必要とする公的サービスを円滑に受けることができます。
- 公的な福祉サービスのみならず、民間が提供するサービスを、必要な方が必要な時に利用することができます。
- 誰もが安心して教育・保育を利用できる環境が整備されています。
- 身近な地域で、保育サービスなどについての適切な情報提供や相談支援が受けられます。
- 地域で必要とされる福祉サービスが、住民によるもの、企業や各種団体によるもの、行政や関係機関が連携・協力しながら効率的に提供されています。

◆ 現状と課題 ◆

女性の社会進出に伴い、子育てと仕事の両立を支える多様なサービスが求められています。

これまでの福祉サービスは、子育て、高齢者、障がい者といった対象者ごとにサービスが提供されてきた側面があります。それぞれの制度が成熟化する一方、人口減少、家族・地域社会の変容により、既存の制度では対応が困難なケースが増えています。

複合的な課題を抱える住民に対しては、その課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整が図られるほか、地域における様々な社会資源を活用した支援体制を構築する必要があります。

魚津市では、子どもに関わる子育てサービスから高齢者が必要とする介護保険サービスまでの様々な公的な福祉サービスが提供されています。しかし、福祉サービスへのニーズが多様化している中、福祉サービスは行政が実施するものばかりでなく、住民や地域による支援の充実や ICT 技術を利用した企業等によるサービスの展開など、これまでとは異なる福祉サービスが提供される体制が求められるとともに、福祉サービスを総合的効率的に利用できるよう調整する機能が求められています。

◆ 基本事業 ◆

1 子育て家庭への生活支援の充実

<事業内容>

- とやまっ子子育て支援サービス普及事業（平成 16 年度～）

子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等に利用できる「子育て応援券」を配布し、子育て家庭を支援します。
- 児童手当支給事業（昭和 22 年度～）・児童扶養手当支給事業（昭和 37 年度～）

児童手当法、児童扶養手当法に基づき、手当を支給し子育て家庭を支援します。
- 子育て家庭医療費助成事業（昭和 55 年度～）

子どもの健康管理と適正な医療をもって子どもの保健と福祉の向上を図るため、0 歳から中学校 3 年生までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。

妊産婦の疾病の早期発見と適正な医療を確保し、母子の健康の保持および増進を図るため、医師が認定した特定疾病にかかる医療費の自己負担分を助成します。

未熟児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療にかかる医療費の自己負担分を助成します。

ひとり親家庭の子どもおよび養育者の医療費の自己負担分を助成します。
- 乳児家庭全戸訪問事業（平成 20 年度～）

2～3ヶ月児を持つ家庭に対し、保健師や母子保健推進員が家庭訪問を行い、保健サービス・予防接種・子育て支援サービスの紹介を行うとともに育児不安などの把握に努めます。
- 養育支援家庭訪問事業（平成 21 年度～）

養育支援が必要な家庭に出向き、保健師、助産師、看護師、保育士、児童相談員等が、育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的不調状態に対する相談・支援、栄養指導および児童の自立に向けた養育相談・支援を行います。また、必要に応じてホームヘルパーなどが簡単な家事等の援助を行います。
- 子育て応援サイトリニューアル・アプリの配布（平成 29 年度～）

子育て世代の多くが利用しているスマートフォンを通じて、子育て情報をすばやく確実に取得することができるよう、「子育てアプリ」を配布し情報の提供を行っていきます。
- 子育て支援コーディネーター設置事業（平成 27 年度～）

こども課内に子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設および地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報収集・提供・相談・助言等を行います。また、子育て支援機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有等を行います。
- 地域子育て支援センター事業・地域子育て活動支援事業（平成 8 年度～）

健康センターに子育て支援センター（のびのび）を設置し、子育てアドバイザーを配置して子育て支援を行います。また、かづみ認定こども園に設置された子育て支援センター（にこここ）に運営助成を行い、子育て支援の拡充を図ります。

さらに、地域の子育て家庭が気軽に遊びに来たり相談したりする場を児童センター・保育所で提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の不安感等を緩和し子どもの健やかな育ちを促進します。

●子育て世代包括支援センター事業（平成 28 年度～）

健康センターにおいて、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師等を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する総合的な相談支援を行います。

●児童センター運営事業（昭和 57 年度～）

市内 4 箇所の児童センターの運営・管理を魚津市社会福祉協議会（指定管理者）に委託し、地域に居住する幼児を含む子どもの健康の増進を図り情緒豊かに過ごせる場を充実します。

●保育所等運営事業（昭和 22 年ごろ～）・特別保育事業（平成 5 年度以前～）

民間活力も活用し、保育園、認定こども園の運営を行います。また、多様化・複雑化する保育ニーズに対応するため、延長保育など特別保育事業を実施します。併せて、若い世代を中心とした子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境づくりを推進するため同時入所第 2 子保育料の無料化を行います。

●放課後児童健全育成事業（平成 7 年度～）

放課後や長期休業中において、保護者が就労等により家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の自主性・社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図ります。

●病児・病後児保育助成事業（平成 20 年度～）

病気や病気の回復期の子どもが保育園等・小学校に通えない場合、子どもを一時的に預かるほか、保育園等において保育中に体調不良となった場合には、緊急対応できない保護者に代わり、送迎対応も行う病児・病後児保育施設「キッズベアー」へ運営助成を行い、仕事と育児を両立しやすい環境を整えます。

●つくし学園運営費（昭和 49 年度）

福祉型児童発達支援センターとして、知的障がいや発達障がいのある幼児の通所支援を行います。

2 高齢者への生活支援の充実

<事業内容>

- 在宅高齢者等住宅改善事業（平成 12 年度～）

高齢者の身体状況に応じて、自宅の段差解消や手すりの設置などを行う住宅改善を行う費用の助成を行い、在宅での生活を支援します。

- 高齢者生活支援事業（平成 12 年度～）

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、緊急通報装置の設置、寝具のクリーニングサービスを行い安全な暮らしの確保に努めます。

- 買い物サービス支援事業（平成 28 年度～）（再掲）

市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や各種団体、企業との連携により実施する買い物サービス支援事業について、備品や消耗品購入などの活動経費に対する補助を行い買い物弱者への支援に努めます。

- 家族介護者支援事業（平成 24 年度～）

徘徊する恐れがある高齢者を在宅で介護する者に対し、徘徊探知機（GPS）を貸与し、在宅で介護する者の精神的負担を軽減します。

要介護 3 以上、若しくは身体障害者手帳 1、2 級所持者に対し、おむつ等の介護用品の購入費の助成を行います。

- 在宅福祉推進事業（平成 12 年度～）

在宅で生活する要介護 4 以上の高齢者（所得要件あり）に対し、在宅要介護高齢者福祉金を支給します。また、障がい・疾病等で一時的に車椅子が必要な者に対し車椅子の無償貸与を行います。

- 三世同居・近居推進事業（平成 30 年度～）

世代間でお互いに支えあいながら生活する三世同居・近居世帯で高齢者を在宅で介護している世帯に対し、家族介護者の介護負担を軽減し、高齢者が安心して在宅生活を送れるよう支援します。

- 老人福祉施設入所事業（昭和 62 年度以前～）

環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な方に対し、養護老人ホームへの入所措置を行います。また、やむを得ない事由により適切な介護サービスを受けることができない方に対し、措置によるサービス提供につなげます。

- 高齢者等配食サービス事業（平成 12 年度～）

日常的な調理が困難な高齢者や栄養改善が必要な高齢者に対し、月曜～金曜の昼食・夕食を配達し食生活の改善に努めます。

- 認知症総合支援事業（平成 22 年度～）

認知症の人やその家族が安心して地域で生活できるよう、地域住民と認知症の人やその家族が一緒に集える「認知症カフェ」や介護者が介護の悩みを相談できる「介護家族の会」などを開催します。また、認知症や要介護の状態に応じた適切な医療や介護サービスを紹介する認知症ケア

パスの作成にも取り組みます。

- 介護保険事業計画推進事業（平成 11 年度～）

介護保険法第 117 条の規定に基づき、3 年ごとに介護保険サービス等の必要量を推計し、保険料を算定し、計画期間内は、進捗状況を点検し適正な介護事業の運営に努めます。

- 介護予防・生活支援サービス事業（平成 27 年度～）

平成 28 年 3 月より、要支援 1、2 や虚弱高齢者を対象とした訪問型サービスや通所型サービスを開始しています。今後は多様化するニーズに対し、身近な地域で実施できる事業について検討・実施していきます。

- 介護相談員派遣事業（平成 13 年度～）

介護相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じます。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険のサービス事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。

- 介護給付費等費用適正化事業（平成 21 年度～）

利用者に対する適切な介護保険サービスが確保されるとともに、不適切な給付を削減することを目的として、利用者本人（家族）に対し、サービスの請求状況や費用等について通知を行います。また、居宅介護支援事業者が作成したケアプランをチェックし適正化を図ります。

- 低所得利用者負担軽減事業（平成 12 年度～）

介護保険サービスを利用している低所得の利用者に対し、安心して利用できるよう利用者負担の一部を助成します。

3 障がい者への生活支援の充実

<事業内容>

- 自立支援医療費支給事業（平成 5 年度～）

身体障害者手帳取得者等に対し、障がい除去・軽減する治療にかかる医療費の自己負担額を軽減します。

- 補装具費給付事業（平成 18 年度～）

身体障がい者（児）に対し、障がいを補完するために必要な補装具を購入・修理する費用を給付し、自立した生活が送れるよう支援します。

- 障がい者住宅改善事業（平成 1 年度～）

在宅の重度障がい者が安心安全に日常生活を送り、介護者の負担を軽減するために必要な住宅改善にかかる費用の一部を助成し、自立の促進、寝たきり防止などに努めます。

- 特別障がい者手当等支給事業（昭和 39 年度～）

常時特別な介護を要する重度の障がいがある者（児）に対して、手当の支給を行い、重度障がい者の在宅福祉の推進を図ります。

- 重度心身障がい者医療費助成事業（昭和 49 年度～）

心身に重度の障がいのある者に対し、医療費負担の一部を助成し、心身障がい者の福祉の増

進を図ります。

- 障がい者等介護手当支給事業（昭和 48 年度～）・障がい者福祉手当支給事業（昭和 44 年度～）

在宅障がい者の介護者に対し、介護手当を支給し、その生活の安定と地域での在宅生活の支援を図ります。また、重度障がい者（児）に対し福祉年金を支給し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ります。

- 障がい福祉サービス費等給付事業（平成 18 年度～）

障がい者福祉サービスを希望する障がい者に対し、必要なサービスの支給要否を決定し、支給決定者がサービスを受けることにより、自立した生活ができるよう支援します。

- 障がい者福祉施設整備事業（昭和 56 年度～）

障がい者福祉施設を整備しようとする社会福祉法人等に対し、施設整備に係る経費の一部を助成することにより、施設整備を促進し、施設支援が必要な障がい者の支援が受けられるようにします。

- 障がい児通所支援事業（平成 24 年度～）

障がい児通所支援を希望する障がいのある児童の保護者に対し給付の要否を決定し、児童がサービスを受けた場合、その給付費を支払い、障がいのある児童が地域社会で安心して生活するための支援を行う。

◆ 市民ができること ◆

- 子育てに関する情報やサービスを活用します。
- 子育てサロンや支援ネットワークに協力し、地域みんなで子育てを支えます。
- 高齢者や障がい者(児)に対するサービスを活用して、充実した生活を送ります。



基本目標3 地域で支え合うしくみづくり

施策5 人権を尊重した相談体制の推進

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 誰もが安心して相談できる仕組みが構築されています。
- 子どもから高齢者までその人権が尊重され主体的に権利行使できるよう代弁したり、支援を行うことにより、すべての住民が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しています。

◆ 現状と課題 ◆

子育て期の家庭では、子育てに関する悩みを相談したり話を聞いてもらう親等が身近に居なかったり、また地域コミュニティが希薄になってきているため、不安を抱えている子育て家庭が周囲から孤立しないようにする必要があります。

長寿社会となってきた今、子育て期が終わり子どもが独立していった壮年期は、自分の親の介護問題を抱える世代となり、在宅による介護とあわせ、公的な介護サービスを利用しながら親の人生の後半を支えていくことから、公的サービスの情報提供や相談窓口について介護者に広く周知していく必要があります。

また、高齢となった世代を対象とした相談窓口である地域包括支援センターでは、高齢者が加齢に伴う心身の体調の変化による判断力の低下などから、悪質商法や消費者被害の対象となったり、周囲との関係が悪化してしまうトラブルに巻き込まれてしまうなどの相談が寄せられています。

家族介護者や周囲の人びとが高齢者を取り巻く状況の変化に気づき、深刻な事態に陥ることがないようにする必要があります。

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいや理由とする差別の解消を促進し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることが求められています。行政、事業所にも合理的配慮の提供が求められ、差別に関する相談への対応や紛争の防止・解決を図るための体制を整備していく必要があります。

社会情勢が変化する中、全国的に生活保護世帯が増加傾向となっています。また、低所得のために生活に困窮する人も増加してきていることから、相談窓口である富山県東部生活自立支援センターの周知の強化に努め、適切な相談や自立に向けた支援を行っていく必要があります。

◆ 基本事業 ◆

1 児童・高齢者・障がい者・生活困窮者への相談体制の充実

<事業内容>

●子ども相談事業（昭和44年度～）

こども課内に家庭児童相談員を配置し、家庭における人間関係の健全化および適正な児童の養育等家庭児童福祉に関する相談、指導援助業務を行います。

●母子等福祉対策事業（昭和49年度～）

こども課内に母子・父子自立支援員を配置し、家庭相談を行うほか、就労支援や就労の際有利となる資格取得の受講費用や生活費等の助成を行い、母子・父子家庭等の生活の安定と自立を促します。

また、ひとり親家庭等の子どもを対象として学習習慣の確立を図るためボランティア等を増員し支援を行います。

●介護予防把握事業（平成18年度～）

基本チェックリストにより把握した虚弱高齢者に対して訪問活動を実施し、高齢者の心身の状況や生活面での心配ごと・困りごとの対応に努めます。

また、要介護の状態にならないよう各種介護予防事業の紹介及び参加の支援を行います。

●高齢者総合相談事業（平成12年度以前～）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・保健・医療・福祉サービスなどの各種相談に対応するため、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等をはじめとする職員が専門知識を活かしながらチームで対応し、総合相談体制の充実を図ります。

●地域包括支援センターと富山県弁護士会との連携事業（平成28年度～）

高齢者に関する法的トラブルに対応するため、富山県弁護士会との連携による高齢者向け無料法律相談会を開催します。

●地域生活支援事業（昭和30年度～）（再掲）

障がい者やその家族などからの相談に対し、社会福祉協議会・厚生センターなど関係機関と連携し各種福祉サービスの調整を行い地域生活への支援を行います。

●生活困窮者自立支援事業（平成27年度～）（再掲）

生活保護に至る前段階にある生活困窮者を対象として、自立支援対策の強化を目的に、富山県東部生活自立支援センターに業務を委託しています。困窮者の状況に応じて相談、生活指導、保健指導、住宅確保、就労支援等を行い、困窮者の自立支援を行います。

●地域自殺対策事業（平成22年度～）

こころの健康に関する正しい知識の普及や相談機関の周知に努め、ゲートキーパー養成研修会を開催します。

2 虐待・差別防止体制の充実と権利擁護の推進

<事業内容>

●要保護児童対策事業（平成 19 年度～）

虐待や育児放棄など要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関で情報共有と連携を行うため要保護児童対策協議会を開催し、子どもが健やかに成長していくことを支援します。

●地域包括支援センター運営事業（平成 24 年度～）

高齢者の権利を本人が主体的に行使できるよう支援するため、地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関との連携体制の構築に努めます。

●成年後見制度利用支援事業（平成 13 年度～）

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、養護者のいない高齢者に対して市長申立てによる成年後見制度の利用促進を図ります。

●障がい者虐待防止センター設置業務（平成 28 年度～）

障がい者虐待の通報及び相談窓口を決め、関係機関と連携しながら速やかな対応に努めます。

●障がいを理由とする差別への相談窓口設置業務（平成 28 年度～）

障がいを理由とする差別に対する相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら問題の解決に努めます。

◆ 市民ができること ◆

- 不安や悩み、困りごとは一人で抱えず、身近な人や専門機関に相談するように努めます。
- 虐待を見たり、聞いたりしたときは、積極的に相談機関へ通報します。
- 障がいの特性を理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に努めます。

施策6 地域包括ケアシステムの**深化・推進**

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 医療や介護が必要な状態となっても、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けています。

◆ 現状と課題 ◆

急速な高齢化の進展により、高齢者世帯や一人暮らし高齢者、認知症高齢者が今後ますます増加することが予想されます。さらに、住民が抱える生活課題は複雑・多岐に絡み合い、単独のサービス・対応だけでは解決できないことが増えています。

こうしたなか、高齢者に対しては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、効果的な取組みが求められています。

さらに、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のために、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制など、継続して検討する必要があります。

◆ 基本事業 ◆

1 協働による包括的支援体制の構築

<事業内容>

- 生活支援体制整備事業（平成27年度～）

高齢者の生活支援サービス及び介護予防サービスの多様な主体による提供体制を構築し、地域における支え合いの体制づくりを推進するため、魚津市生活支援・介護予防体制整備協議体において協議を行います。また、魚津市生活支援コーディネーターとの連携により、地域のニーズ把握やネットワーク構築、生活支援等サービスの開発に努めます。

- 地域ケアマネジメント支援事業（平成18年度～）

地域における介護支援専門員の実践力向上に資する取組みを行い、介護支援専門員同士若しくは関係機関とのネットワーク構築支援を図ります。

- 地域ケア会議推進事業（平成 27 年度～）

高齢者個人に対する支援と社会基盤整備を図ることを目的とした地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の整理、地域づくり・資源開発に努めます。

2 在宅医療・介護連携の推進

<事業内容>

- 在宅医療・介護連携推進事業（平成 25 年度～）

地域の医療情報や介護保険情報などの把握の他、在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策について検討します。また、魚津市医師会や魚津市介護保険サービス事業者連絡協議会とともに、在宅医療について市民公開講座や地域での出前講座を開催し、在宅医療と介護サービスが一体的に提供される体制を構築するため、関係者が一同に会する研修会の開催や情報共有のための支援を実施し、在宅医療・介護の関係者の連携強化に努めます。

- 認知症総合支援事業（平成 22 年度～）

認知症が疑われる人やその家族が、早期に認知症の適切な医療や介護サービスに繋がるよう医療保健福祉の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

- 介護保険施設整備事業補助事業（平成 10 年度～）

介護保険事業者による介護保険施設等の整備に対し、補助金の交付、借入金の利子補給を行い、施設整備の推進を図ります。

◆ 市民ができること ◆

- 自ら要介護状態になることを予防するため、健康の保持・増進や積極的な社会参加に努めます。



◆ 参考指標 ◆

目標	施策	施策・事業	数値目標項目	平成 27 年度 実績	平成 33 年度 目標
基本目標 1	施策 1	基本事業 1	老人クラブ加入率	29.6%	33.0%
		基本事業 2	障がい者交流センター利用人数	8,603 人	9,000 人
		基本事業 3	魚津市自立支援プログラム参加者数	8 人	維持
	施策 2	基本事業 1	民生委員の相談支援件数	1,985 件	維持
		基本事業 2	ボランティア団体及び N P O 法人登録数	101 団体	120 団体
基本目標 2	施策 3	基本事業 1	市民参画協働による市政が進められていると感じる市民の割合	13.0%	60.0%
		基本事業 2	認知症サポーター数（累計）	2,712 人	3,500 人
	施策 4	基本事業 1	子育てしやすいと感じている人の割合	31.3%	60.0%
		基本事業 2	認知症カフェ利用者数	66 人	80 人
		基本事業 3	障がい福祉サービス利用時の計画相談支援件数	243 件	維持
	基本目標 3	施策 5	基本事業 1	高齢者に関する相談件数	1,883 件
基本事業 2			障がい者相談支援件数	1,663 件	維持
施策 6		基本事業 1	自立高齢者の割合	82.5%	84.5%
		基本事業 2	在宅で生活している人の割合	95.9%	96.5%

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

魚津市が将来にわたって、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちであり続けるには、行政だけの力で多くの課題に対応することは極めて困難です。本市に暮らす市民や地域振興会をはじめとする各種団体、NPO法人、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの社会福祉関係団体との連携協働を強化するとともに地元企業や現所在地域福祉に関わっていない方々等と「地域福祉の推進」の必要性について認識を共有し、計画の推進に向けた協働への取り組みを進めます。

2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられており、本計画の基本目標を共有し、市や関係団体との連携のもと全体的な地域福祉活動をコーディネートし、生活課題の解決に向けた実践的な取り組みを推進します。

3 計画の点検・評価・見直し

本計画を確実に推進するため、本市の最上位計画である「魚津市総合計画」に基づく具体的事業を進行管理するために実施している行政評価システムを活用し、関連事業を定期的に評価することにより、計画の適正な進行管理を図っていきます。

併せて、地域福祉計画と車の両輪の関係にある、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の進捗状況に係る進行管理との照合により、本市における地域福祉の推進に関する総合的検証を行っていきます。

また、内部の評価検証に加え、外部からの視点として「魚津市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況や数値目標、内容について、定期的に点検評価および見直しを行います。

「魚津市地域福祉計画推進委員会」の委員は、これまでの委員に加え、現在直接的な関わりが少ない方にも加わっていただき、新たな取り組みや計画の見直しに関しご意見をいただきながら充実を図っていきます。

資料編

魚津市地域福祉計画推進委員会委員名簿（敬称略）

氏名	所属	備考
本元 義明	魚津市社会福祉協議会長	委員長
宮嶋 潔	富山福祉短期大学准教授	副委員長
青山 圭一	魚津市医師会長	
岡本 安克	魚津市自治会連絡協議会長	
松野 昌子	魚津市民生委員児童委員協議会長（～H28.11.30）	
中才 美喜子	魚津市民生委員児童委員協議会長（H28.12.1～）	
石田 三三明	魚津市障害者連合会長	
金物 正男	魚津市老人クラブ連合会長	
四十崎 禎弘	魚津市PTA連合会長	
臼井 小五郎	魚津市ボランティア連絡協議会長	
浦田 孝子	うおづ女性の会連絡会長	
飯田 恭子	NPO法人つむぎ代表	
山本 義之	魚津市介護保険サービス事業者連絡協議会長	
奥田 正明	魚津市地区社会福祉協議会代表	
佐野 悌	魚津公共職業安定所長	
中嶋 寿絵	新川厚生センター魚津支所長	
山崎 喜幸	魚津市小学校校長会代表（上中島小学校長）	
新浜 義弦	魚津市民生部長	
轡田 昭雄	公募	

事務局

魚津市民生部社会福祉課長	矢田 厚子
魚津市民生部こども課長	中山 明夫
魚津市民生部健康センター所長	森山 明
魚津市民生部社会福祉課長代理	矢野 道宝
魚津市民生部社会福祉課福祉係長	三村 幸一
魚津市民生部社会福祉課保護係長	清水 悟史
魚津市民生部社会福祉課高齢福祉係長	戸田 千春
魚津市民生部社会福祉課介護保険係長	石川 宗孝
魚津市民生部地域包括支援センター予防係長	石坂 留美
魚津市民生部こども課子育て支援係長	石浦満理子

魚津市地域福祉計画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 魚津市における地域住民に関する福祉施策の総合的かつ効果的な推進に関する「魚津市地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」という。)の進捗状況及び地域福祉計画の見直しを目的として、魚津市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の点検に関すること
- (2) 地域福祉計画の見直しに関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる25名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民(団体含む)
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(解散)

第7条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年9月12日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年2月21日から施行する。

2 この要領の施行の日の前日において、魚津市地域福祉計画策定委員会の委員であった者は、本委員会の委員とみなし、その任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

第3次魚津市地域福祉計画策定のスケジュール

期 日	内 容	備 考
平成28年9月5日	魚津市地域福祉計画推進委員会 ・第2次計画の振り返りと評価	
11月14日	事務局検討会 ・基本理念、基本目標、施策検討	
12月20日	事務局検討会 ・基本理念、基本目標、施策検討	
平成29年1月18日	事務局検討会 ・素案検討	
1月24日	庁内検討会議 ・基本理念、基本目標、施策検討、素案検討	
2月2日	魚津市地域福祉計画推進委員会 ・基本理念、基本目標、素案検討	
2月13日	事務局検討会 ・素案修正	
2月17日～ 3月6日	パブリックコメント実施	
3月2日	事務局検討会 ・計画（案）検討	
3月23日	魚津市地域福祉計画推進委員会 ・計画の審議、策定	